

令和5年12月19日 案
左官工事

安全衛生経費を内訳明示した見積書作成手順（案）

1.安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な労働災害防止対策を適切に実施するための「安全衛生経費」を、従来の総額によるものでなく、内訳として明示した見積書のことをいう。

2.内訳明示する安全衛生経費の算出方法

（1）内訳明示する安全衛生経費の範囲

見積条件提示時に「〇〇工事における安全衛生経費対策項目の確認表【左官】」（以下「確認表」という。）等において、下請けが費用負担することを確認した項目とする。（確認表に記載が無いが、個別工事現場において必要となる安全衛生対策がある場合は、確認表の「追加項目」に記入し注文者と確認すること。）

なお、再下請をする場合は、再下請業者が必要な安全衛生経費も計上し、再下請業者に適切に支払うことが必要である。

（2）安全衛生経費の基本的な算出方法

安全衛生経費の算出は、①個別工事現場の条件等により必要となる安全衛生対策（墜落等による危険の防止、公衆災害に要する対策（仮囲い等）等）と、②労務者にかかる安全衛生対策（保護具、安全衛生教育、健康診断等）で積算するものとする。

① 個別工事現場における安全衛生経費

個別工事現場の施工内容、現場条件等で必要となり、確認表において下請けが費用負担することを確認した項目を対象に個別に積み上げて積算するものとする。

【個別に積み上げて積算する計算の例】

例 1 仮囲い

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（リース料金）} \times \text{使用期間} \times \text{施工数量}$$

例 2 墜転落防止対策（手すり）

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（リース料金）} \times \text{使用期間} \times \text{施工数量}$$

② 労務者にかかる安全衛生経費

労務者 1 人当りの 1 年間にかかる安全衛生経費（保護具、安全衛生教育、作業従事者への技能講習、特別教育、健康診断等）を算出し、年収（公共工事設計労務単価×年間労働日数）で除したものを「安全衛生経費率」とする。

次に、個別工事の見積書において、労務費に安全衛生経費率を乗じ、当該工事の安全衛生経費額を算出する。

なお、安全衛生経費率は（一社）日本左官業組合連合会が基づくデータ等を用いて作成した、工事費に含まれる平均的な安全衛生経費率をあらかじめ算出したもの（労務者にかかる左官業の「安全衛生経費率」算出表）を使用する。

【経費の効果が及ぶ期間が 1 年でない安全衛生経費の期間按分計算の例】

例 A 耐用年数が複数年の設備等

$$1 \text{ 年間にかかる安全衛生経費} = \text{単価} \div \text{耐用年数}$$

例 B 職人一人につき就業期間わたり一度のみ必要な経費

$$1 \text{ 年間にかかる安全衛生経費} = \text{単価} \div \text{平均労働年数（40 年）}$$

例 C その他の経費（1 年のうちの特定の期間のみ発生する経費等）

$$1 \text{ 年間にかかる安全衛生経費} = \text{単価} \times \text{数量}$$

1 年間にかかる安全衛生経費は A、B、C の合計により求める。

【安全衛生経費率の計算式】

$$\text{安全衛生経費率} = \frac{\text{1年間にかかる安全衛生経費}}{\text{年収（公共工事設計労務単価} \times \text{年間労働日数（234日））}}$$

【個別工事の安全衛生経費の計算式】

$$\text{個別工事の安全衛生経費} = \text{個別工事の見積金額の労務費（値引き前、法定福利費加算前）} \times \text{安全衛生経費率}$$

○ 労務者にかかる安全衛生経費として計上する項目

代表的な安全衛生経費の計上対象項目を以下に示す。これを参考に個社及び個別工事現場の実情に応じて検証することとする。

労務者にかかる安全衛生経費

1) 保護具

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具（銅ベルト型）
- ③墜落制止用器具（フルハーネス型）
- ④保護眼鏡
- ⑤安全靴
- ⑥安全チョッキ
- ⑦防塵マスク
- ⑧防塵フィルター
- ⑨耳栓
- ⑩空調服
- ⑪防暑たれ
- ⑫夏季熱中症対策飲料

2) 安全衛生教育・作業従事者への技能講習、特別教育

- ①雇い入れ時教育
- ②送り出し教育の受講
- ③新規入場者教育の受講

- ④安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥朝礼・KY 活動・一斉清掃等
- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨巻上げ機運転特別教育
- ⑩自由研削砥石取替試運転作業者特別教育
- ⑪フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑫酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑬高所作業車運転特別教育（作業床の高さ 10m 未満）
- ⑭職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑮フォークリフト運転技能講習
- ⑯玉掛け技能講習

3) 健康診断・その他

- ①一般定期健康診断
- ②アルコールチェッカー導入費

なお、これ以外の安全衛生経費の追加項目がある場合は、別項目で見積書に計上する。